平成 29 年度島根支部事業計画及び事業実施結果

- 注1)特記がない限り結果数値は平成30年3月末時点(暫定値有)
- 注2) 事業実施結果は対応する事業詳細を別冊「資料2 平成29年度 島根支部事業実施結果(事業詳細)」に掲載

平成30年5月11日 平成30年度第1回評議会



平成29年度島根支部業務運営方針

(基本理念)

- 1. 保険者機能を発揮し、地域社会の発展に貢献する。
- 2. 活力と緊張感のある組織体制を構築し、働き甲斐の持てる職場風土を確立する。

(スローガン)

- 1. 加入者ファーストを心掛けます!
- 2. 職員同士のチームワークを大切にします!
- 3. 創造性を発揮し、積極的にチャレンジします!

(重点取組事項)

- 1. 事業所とのコラボヘルス強化
- (1) ヘルス・マネジメント認定制度の普及促進
- (2) データヘルス計画の実行
- 2. 自治体及び各関係団体等との連携・共同事業の推進
- 3. 地域医療政策への積極的関与
- 4. ジェネリック医薬品の使用促進
- 5. レセプト点検及び債権回収の強化
- 6. コンプライアンス意識の高揚と徹底
- 7. 情報セキュリティの確保及び個人情報の保護管理

平成29年度 島根支部事業計画(抜粋)及び事業実施結果

項目	事業計画(抜粋)	事業実施結果 対応へ	2 ページ
1. 保険	(1)保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進		
運営の	〇 加入事業所が健康づくりに取り組む動機づけを行い、加	〇ヘルス・マネジメント認定制度実施状況 P 2.	3
企画	入者の健康度向上、疾病予防等を図ることを目的として、	エントリー事業所数 404 件(前年度比+244	
	「健康経営®」を島根県内の加入事業所に浸透させ、「ヘル	件)	
	ス・マネジメント認定制度」のエントリー事業所数の拡大	認定事業所数 50 件 (前年度比+35	
	を推進する。	件)	
	※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の		
	登録商標	〇全支部体制の事業所訪問による拡大勧奨を実施 P 2.	3
	・「ヘルス・マネジメント認定制度」エントリー事業所	・事業所訪問件数 225 件	
	数の拡大	・訪問によるエントリー事業所数 104 件	
	・「ヘルス・マネジメント認定制度」エントリー事業所		
	に対する健康づくり支援事業の実施	Oエントリー事業所に対する健康づくり支援事業「ヘル P4	
		スアップサポート事業」の実施(平成 29 年 10 月~)	
		(内容・利用件数)	
		・健康づくり出前講座 10件	
		・健康測定機器貸出 7件	
		〇健康経営セミナーの開催 (9 月、約 100 名参加) P 5	
		〇第12回日本禁煙科学会学術総会におけるシンポジウ P6	
		ムでの講演(10 月)	
		〇社会保険委員等研修会における認定事業所による好取 P7 組事例の紹介(11月)	
		〇「ヘルス・マネジメント認定ロゴマーク」の制定 P8	

	〇健康経営普及を目的としたアクサ生命との連携協定の	P 9
	締結(3月)	
	THE COLL	
【一部省略】		
(2) 平成30年度に実施される第7次医療計画、第7期介護	〇島根県保険者協議会、国民健康保険運営協議会、地域	
保険事業(支援)計画、第3期医療費適正化計画、診療報酬・	医療構想調整会議等における意見発信	
介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革(島根県による	〇健康づくりの推進に向けた県内11か町村との連携協	P 1 0
財政運営等)について、加入者・事業主を代表した立場で関	定の締結(7月)	
与し、他の保険者と連携しながら、平成30年度以降のある	〇島根大学との包括的連携に関する協定の締結(11月)	P 1 0
べき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。	○島根県保険者協議会における県内保険者合同の医療費	
〇 島根県の政策関係部局や県内の自治体に対して、他の保	及び健診結果データの分析の実施	
険者と連携しながら各種協議会や医療政策の立案に積極		
的に参加し、協会としての意見を発信していく。		
また、自治体をはじめ他の保険者や医療関係団体等との		
間で、医療情報の分析や保健事業等で共同し、加入者の		
健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連		
携推進を図る。		
【一部省略】		
(4)ジェネリック医薬品(後発医薬品)の更なる使用促進		
○ 国が新たに掲げたジェネリック医薬品の目標である「平	〇ジェネリック医薬品使用割合(29年12月末時点)	P 1 1
成29年央に70%以上、平成30年度から平成32年	• 74.8%(目標 29 年度末 75.0%)	
度末までのなるべく早い時期に80%以上」を達成すべ		
く、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図るため、	〇健康保険委員セミナー内で薬剤師会による講演「お薬	P 2 3
ジェネリック医薬品の広報や薬剤師会等と連携したセミ	との上手なつきあい方」を実施	
ナーの開催など、更なる使用促進のための方策を進める。	(9 月、10 月 3 会場実施 計 75 名参加)	

	・ジェネリック医薬品セミナーの実施	〇島根県、医師会等との連名によるジェネリック医薬品	P 1 2
	・ジェネリック医薬品使用促進ポスターの作成配布	使用促進ポスターの作成配布 (12 月、1 月)	
	・ジェネリック医薬品使用促進シールの作成配布	·配布先: 医療機関 912 件、薬局 323 件、市町村 19 件、	
	・医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合	健康保険委員 2000 件、保険者協議会参画団体 11 件	
	等のデータを活用した薬局関係者への働きかけの検討		
		〇事業所訪問時等のジェネリック医薬品使用促進シール	P 1 3
		の配布(年間実施)	
		• 配布数 19,885枚	
		│○ジェネリック自己負担軽減額通知の送付	P 1 3
		・2 回実施 (8 月 23,015 件、2 月 21,683 件)	
		│ │〇県内薬局・医療機関に対するジェネリック医薬品使用	P 1 4
		割合通知の送付	
		• 県内薬局送付(9 月): 310 件	
		· 県内医療機関送付(2 月): 368 件	
		7KT 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12	
		│ │○薬剤師会との連携による使用促進	
		・薬剤師会会報「県薬しまね」への記事掲載(7月、1	
		月)	
		^1′ ○県内8市庁舎等への使用促進懸垂幕の掲示	
		○ 京内 5 印月 音寺 * 50 使用促進窓並帯の掲示	
(5)地域医療への関与		
	〇 地域医療構想(ビジョン)の協議の場において、加入者・	│ │○地域医療構想調整会議等における意見発信	
	事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しな	・平成29年度6県域の19会議参加	
	がら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療	□ 从 20 千尺 0 示线Ⅵ 10 五磁穸加	
	に貢献する。		

プラン(第 質の向上、 る調査・研 活用し、島 る特徴的な	の推進等 機能を強化するため、保険者機能強化アクション 第3期)に沿って、中長期的な視点から、医療の 効率化の観点を踏まえ、成果を施策に反映でき 研究を行う。本部から提供されたデータや情報を 情根県との共同分析などにより、島根支部におけ な疾病構造等の分析を行う。 支部における医療費の状況と傾向」による研究	○島根支部の医療費分析を実施し評議会及び支部HPで公表・「島根支部における医療費の状況と傾向(第9版)」○島根大学との包括的連携に関する協定の締結(11月)【再掲】	P 1 0
会の取組	************************************	〇ホームページ、メールマガジン(毎月配信)により、制度周知、健康づくり等に関する広報を定期実施 〇メールマガジン登録者数拡大の取り組み 健康保険委員登録と併せた勧奨。目標 1,550 件 勧奨結果: 1,553 件(新規登録 509 件)	P 1 5
	ディアへの発信力を強化し、加入者のみならず の方々への広報を推進する。	〇地元主要新聞等を活用したヘルス・マネジメント認定 制度普及にかかる広報の実施	P 1 6
う視点か意見を聞	事業主が必要としている情報をお伝えするといら、対話集会やアンケート等の加入者から直接 く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、 すく、加入者・事業主へ響く広報を実施する。	〇次期事業・広報に活用するため各種セミナーにおいて	P 2 3

	【一部省略】 〇 島根県、市町村、関係団体が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。 ・関係団体と連携した医療事務合同セミナーの開催 【一部省略】	〇健康保険医療事務(医科)セミナーの実施 社会保険診療報酬支払基金と連携 (2月、3月、2会場計118医療機関193名参加)	P 1 7
2. 健康	(1)サービス向上のための取組		
保険給付等	○ 加入者等のご意見や苦情等を迅速かつ正確に本部に報告し、さらなるサービスの改善に結びつける。 さらに、加入者の意見やニーズを適切に把握したうえで	○お客様満足度調査結果 (総合満足度)・窓口 98. 9% (前年度+4. 5)・電話 60. 0% (前年度▲6. 7)	
	創意工夫を活かしつつ、サービス改善や向上を図る。	○「お客様からの声」集計・報告に基づく、サービス改善 善 ○お客様満足度調査結果を踏まえた課題に対する職員研修の実施 ○支部独自のお客様満足度調査の実施(7月)	P 1 9
		〇届書・申請書作成支援サービスの開始(9月)	P 2 0
	○ 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金 の振込までの期間については、サービススタンダード(1 ○営業日)を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着 実な支給を行う。	〇サービススタンダード達成率 100%	P 1 9
	○ 健康保険給付などの申請については、郵送による申請の 促進及び届書・申請書作成支援サービスの使用促進等、事 務処理の効率化を図るため、各種広報や健康保険委員研修	〇申請書等受付 郵送率 85.4% (前年度 81.0%) ・申請書送付依頼時に申請書作成支援システムの案内 及び郵送による申請の案内を実施	

会等において周知を行う。 〇広報誌、健康保険委員研修会等による周知を実施 ○ 任意継続被保険者保険料の納め忘れ防止のため、口座振 〇任意継続加入時における口座振替納付及び前納案内を 替と前納による納付を推進する。また、インターネットを 実施 活用した医療費の情報提供サービスの利用促進を更に行 〇広報誌等による情報提供サービス使用促進周知を実施 う。 (2) 限度額適用認定証の利用促進 〇 限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口 ○限度額認定制度の使用促進チラシを作成し医療機関へ P 2 0 での負担が軽減されるため、チラシやリーフレットによる の設置依頼の結果、大規模 13 機関に設置 広報を実施するとともに、島根県内の医療機関と連携し、 ○使用率の低い医療機関に対する利用勧奨の実施 窓口に限度額適用認定申請書を配置するなど利用促進を ○ターンアラウンド方式による申請勧奨を診療から6か P 2 1 図る。 月後に実施 また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請 内容を印字した高額療養費支給申請書を送付(ターンアラ ウンド)し、支給申請手続きを勧奨する。 【一部省略】 (4)被扶養者資格の再確認 ○ 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者 〇被扶養者状況リスト提出状況(10月末時点) P 2 1 に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被 提出事業所数 提出割合 送付事業所数 扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業 7.552件 6.854件 90.75% 主の協力を得つつ、的確に実施する。 〇未提出事業所に対する文書督促の実施 平成 29 年 10 月実施 825 件 (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

〇協会本部の示した多部位・頻回施術申請者に対する照

○ 柔道整復施術療養費の適正化のため、保険給付適正化対

策プロジェクトチーム会議による効果的な審査及び調査 手法の検討と並行して、多部位(施術箇所が3部位以上) かつ頻回(施術日数が月に15日以上)の申請を中心に、 加入者の方に対する文書照会を実施するとともに、必要に 応じて施術者に照会をする等、照会業務を強化する。

○ 不適切な申請の防止のため、文書照会時にパンフレットを同封するなど柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金、出産手当金の審査強化

○ 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請について、重点的に審査を行う。審査で疑義が生じた案件については、保険給付適正化対策プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入調査を実施するなど、不正請求防止に努める。

(7)効果的なレセプト点検の推進

〇 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検は、支払基金の次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、島根支部においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。

会文書送付件数目標を上回る照会を毎月実施。照会文書には整骨院の正しいかかり方のチラシを同封 (3,461 件送付・平成29 年4月~30年3月)

- 〇部位ころがしが疑われる申請者に対し、施術受療状況 を示した啓発文書送付を実施 (258 件送付・平成 30 年 3 月実施)
- 〇県内全事業所(約12,000事業所)宛広報チラシに「接 骨院・整骨院のかかり方」を掲載し適正受診を促す(11 月)

〇傷病・出産手当金申請についてマニュアルに基づき審査し、適正化ガイドラインに沿い、疑義のある案件について毎月開催している保険給付適正化対策プロジェクトチーム会議において支給の適否及び立ち入り調査等の要否について審議を実施

- 〇医療機関照会、負傷原因照会(再々照会については事業所宛)の実施
- 〇内容点検の効果額向上につながる取り組みの実施
- ・自動点検マスタのメンテナンスを積極的に実施する等、 システムを活用した効率的な点検の徹底
- ・点検技術の底上げのための点検員研修の実施

- ・自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検の 徹底
- ・点検技術の底上げのための点検員研修の実施
- ・支払基金との効果的な打合せ会(定例会等)の実施
- ・点検員会議(毎月)による査定事例の集約及び共有化
- ・点検員のスキル向上のための勉強会(毎月)の実施
- ・外部委託業者の点検ノウハウによる点検員のスキルアップ
- (8)資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化
 - 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、 資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般 被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施している が、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険 者分や協会けんぽで回収を行う任意継続被保険者分に対 し、文書や電話による催告を早期に実施する。さらに、 訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を 強化する。また、各広報媒体や健康保険委員等研修会等 を通じて、保険証の返却について更なる周知を行う。

併せて保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問 により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

- ・保険証の未返納者に対する文書、電話及び訪問催告
- ・医療機関窓口での保険証提示徹底ポスターの掲示

- 支払基金との効果的な打合せ会(定例会等)の実施
- ・点検員会議(毎月)による査定事例の集約及び共有化
- ・点検員のスキル向上のための勉強会(毎月)の実施
- ・外部委託業者の点検ノウハウによる点検員のスキルア ップ

- 〇保険証早期回収強化の取り組み
- ・日本年金機構からの一次返納催告文書に、協会けんぽ からの返納催告文書と協会けんぽ宛返信用封筒を同封
- ・被保険者証の未返納者に対して、資格喪失処理後2週間での早期文書催告及び電話督促
- ・事業主あての定期広報物でテロップ形式の案内を継続 実施及び社会保険事務担当者説明会での保険証返納周 知
- ・未回収の多い事業所への文書勧奨の実施(854社)
- ○保険証の回収状況

	29 年度※	(参考) 28 年度	
回収対象数 (件)	34, 551	47, 542	
回収数 (件)	34, 212	47, 325	
回収率	99. 01%	99. 54%	
(参考)回収率	97. 00%	97. 62%	
全支部平均			

※29 年度の数値は30 年1月までのデータ

〇医師会、歯科医師会等との連名による「保険証提示徹 底ポスター」の作成配布(3月~)

・配布先: 県内医療機関約1,000件

- (9) 積極的な債権管理・回収業務の推進
 - 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資 │ ○債権の早期回収のため、一次/二次/弁護士催告、法 格喪失後受診等により発生する返納金債権等について は、早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問によ る催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に 実施するなど債権回収の強化を図る。なお、資格喪失後 受診による返納金債権については、国保保険者との保険 者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。 なお、傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償 事案においても適正に請求する。
 - ・悪質な債務者等に対する法的手続きによる債権回収
 - 害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収 に努める。
 - ・医療機関への負傷原因報告書ハガキの設置
- (10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大
 - 健康保険委員については、健康保険に関する事業主・

- 的措置までの期間を6か月から4か月に短縮
- ・法的手続きによる回収強化 36件
- ・電話催告(471件)及び訪問催告(30件以上)の実施
- 平成29年度分回収率82.0%(全国平均76.31%) (H30.2月末現在)
- ○返納金納付書発送時に保険者間調整の案内チラシを 全件同封
- 保険者間調整による債権回収 27件 5.525.664円
- 〇 交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損 | 〇負傷原因報告書(第三者行為届出勧奨) ハガキを県内 21 医療機関から 36 医療機関に拡大して設置

〇健康保険委員広報誌「だんだん健康」の発行(7月、2

	加入者からの相談への対応、健康保険事業への意見の発	月)	
	信により健康保険事業の推進に必要な活動を行っていた	〇健康保険委員セミナーの開催(9月10月、3会場)	P 2 3
	だいている。より一層、健康保険事業の推進に必要な活	【再掲】	
	動を行っていただくため、健康保険委員への研修や広報		
	活動等を通じて、健康保険事業に対する理解の促進等を		
	行い、健康保険委員活動の支援を行う。		
	・対話集会の実施		
	│ │ ○ 健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保	│ │ ○健康保険委員表彰及び研修会の実施(11 月)	P 2 2
	険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結び	理事長表彰 1 名、支部長表彰 8 名	
	つきを更に強めるべく、健康保険委員委嘱者数の更なる拡	○未委嘱事業所への拡大勧奨の実施(8月~10月)	P 2 4
	大に努める。	文書送付及び電話勧奨。委嘱目標 2,000 件	
	・健康保険委員委嘱拡大強化月間を定めた委嘱勧奨	勧奨結果:2,007件(勧奨前より+464件)	
		—————————————————————————————————————	
3. 保健	(1) データに基づいた保健事業の推進		
事業	【一部省略】		
	〇 「データヘルス計画」については、第一期の最終年度で	○第一期データヘルス計画の検証及び、第二期データへ	P34、
	あることから、これまでの各施策の進捗状況の確認及び結	ルス計画の策定(別添「資料4」参照)	3 5
	果の検証等、PDCAを十分に意識して実行し、目標の達		
	成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析結	※データヘルス計画事業実施結果は(2)以下の各取組	
	果を基に、より島根支部の実態に即した第二期「データへ	項目に記載	
	ルス計画」を策定する。		
	・島根県と連携した健康イベントへの出展		
	・運輸業への各種協働事業の展開		
	・高血糖者に対する糖尿病対策		
	【データヘルス計画】		
	(上位目標)		

	代謝リスクの保有率を全国平均以下にする。		
	(下位目標)		
	① 代謝リスクについて理解し、対策を考える人が増え		
	る。		
	② 早期に代謝リスクへ対応するために医療機関を受診		
	する加入者が増える。		
	③ 代謝リスクを抱えている者が多いことを「その他運		
	輸業」の事業所(事業主・従業員)が理解し、対策を		
	図る事業所が増える。		
	(2)特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進		
	【一部省略】		
	<被保険者の健診受診率向上に向けた施策>		
	〇 未受診事業所には、これまでの通知・架電中心の勧奨	〇生活習慣病予防健診機関の拡充	P 2 6~
	に加え、外部委託を活用した勧奨を強化する。健康宣言な	〇新規適用事業所に対する受診勧奨	2 8
	どの事業所の健康づくりの入り口として健診を位置づけ、	〇任意継続被保険者に対する受診勧奨	
	事業主の理解を深め、受診や事業者健診データの提供に結	〇民間企業による健診結果データの取得勧奨	
	び付ける。	〇社会保険労務士と連携した健診結果データの取得勧奨	
	・社会保険労務士と連携した事業者健診結果データの取		
	得勧奨		
	・民間業者による事業者健診結果データの取得勧奨		
	・健診実施機関による事業者健診結果データの取得勧奨		
	<被扶養者の健診受診率向上に向けた施策>		
	〇 8市との協定の具体的事業として、8市が行うがん検	〇協会けんぽ独自の集団健診 (市のがん検診同時実施)	P 2 8 ~
	診との連携強化を図る。また、「オプショナル健診」や個	〇新規加入被扶養者に対する受診勧奨	3 0
	人負担の検査項目の追加を提案するなど、加入者の特性	〇県内8市と連携した特定健診周知	
·			

やニーズに応え、受診者の増加を図る。

- ・魅力ある被扶養者健診の再構築プロジェクト
- 〇 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:99,875人)
 - ·生活習慣病予防健診 実施率 60.6% (実施見込者数: 60,500 人)
 - ・事業者健診データ 取得率 13.4%(取得見込者数: 13,400人)
- 〇 被扶養者 (受診対象者数: 27, 216 人)

•特定健康診查 実施率 44.5% (実施見込者数: 12,100人)

(3) 特定保健指導の推進

第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導 実施率の向上に最大限努力する。

特定保健指導について、利用機会の拡大を図るため、健診 当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可 能な外部機関への委託を積極的に促進するとともに、保健指 導実施計画の進捗状況を管理する。

被扶養者の特定保健指導については、被扶養者の利便性などに配慮し、身近な場所で保健指導を受けられる体制を整備する。

なお、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図り、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。

また、業種・業態健診データの分析結果や協会保健師等を

〇被扶養者の特定健診項目に検査項目を追加した「特定 健診セット」の実施

※結果数値は後記

〇継続率向上に向けた取り組み

・保健事業推進研修会及び保健指導ミーティングの実施

動機づけ支援対象者に対する継続支援文書の送付

〇外部委託機関の拡充

〇継続支援の外部委託

〇特定保健指導における血液検査等検査

※結果数値は後記

P 3 1 ~

3 3

対象に調査をした業種・業態別健康課題の特性、市町村別健		
診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、		
市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。		
〇 被保険者(受診対象者数:13,228人)		
•特定保健指導 実施率 28.6% (実施見込者数:3,783		
人)		
(内訳)		
協会保健師実施分 23.3%(実施見込者数:3,082人)		
アウトソーシング分 5.3% (実施見込者数:701人)		
〇 被扶養者(受診対象者数:1,125人)		
・特定保健指導 実施率 4.2% (実施見込者数:47人)		
(4)事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み(コラ	〇「その他運輸業」事業所に対するセミナーの実施 (9月)	P36~
ボヘルス)	〇「その他運輸業」全事業所に対するアンケート分析結	3 7
「データヘルス計画」による協働事業や「ヘルス・マネジ	果の送付(12月)	
メント認定制度」事業を活用して、保健事業の実効性を高め、		
事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大		
限努める。		
(5) 重症化予防対策の推進		
生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維	〇代謝リスクが高い方への保健指導	P38~
持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療	〇未治療者に対する受診勧奨	4 1
していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進め	○糖尿病性腎症重症化予防対策(江津市との連携事業)	
వ .		
糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医の指示		
に基づき、保健指導を行う。		
〇 二次勧奨実施予定人数 180 人		

	○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 -		
	人(平成 29 年度実施予定)		
	(6)各種事業の展開		
	○ 刷新システムの機能やデータを利活用し、健診や保健指	〇健康保険委員セミナー内で歯科医師師会による講演	P 2 3
	導の勧奨を積極的に行う。	「歯の健康とメンタルヘルス対策」を実施	
	また、島根支部における「健康づくり推進協議会」の意	(9月、10月3会場実施 計75名参加)	
	見を活用するとともに、他支部における好事例を参考とし	〇健康増進支援 Web サイト「へるし~まね」の一部リニ	
	た事業展開を行う。	ューアルの実施	
	地方自治体との連携については、健康づくりに関する8	・歯科医師会提供の歯周病記事「からだの健康はまず、	
	市協定に基づく連携を強化し、健康づくり事業を具現化す	お口から」を掲載	
	るとともに、その事例を保険者協議会や地域・職域連携推	○協会けんぽチャレンジウォーク 2017 の実施 (9 月~11	P 4 2
	進協議会等を通じて発信し、連携事業への啓発活動強化と	月、3 会場計 156 名参加)	
	連携事業の拡大を図る。	│ │ ○禁煙セミナーの実施 (2 月、35 名参加)	P 4 3
	さらに、重複・頻回受診者、重複投薬者への対応など、	 ○重複投薬防止に向けた啓発事業	
	加入者の適切な受診行動を促す取組を進める。	 ※お薬手帳カバーの調達実施も、関係機関調整等によ	
	・関係団体と連携したメンタルヘルス対策	 り事業が遅れ、平成30年度初旬に実施予定	
	・健康増進支援 Web サイト「へるし~まね」の一部リニ		
	ューアル		
	・たばこ対策(リーフレットの配布・たばこ対策セミナ		
	一の 実施)		
	・ウォーキング大会の実施		
	・重複投薬防止に向けた啓発事業(お薬手帳カバーの作		
	成配布)		
4. 組織	(1)組織や人事制度の適切な運営と改革		
運営及			
び業務	【一部省略】		
U A 17	r His Electric		

改革

〇 コンプライアンス、個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守(コンプライアンス)及び個人情報保 護やセキュリティについては、各種委員会の定期的な開 催、各種研修の適確な実施により、その規律・規程等の遵 守を徹底する。

〇 リスク管理の徹底

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリス クの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の 実施など、リスク管理体制を整備する。

【一部省略】

- (4) 経費節減等の推進
 - 引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の見直 | ○夏季節電対策の実施(7~9月) しの検討を行うとともに、職員のコスト意識向上、適切な 在庫管理等の実行により経費節減を推進する。
 - 調達や執行については、支部調達審査委員会を適確に開 | ○ホームページでの入札及び契約結果の公表 催するとともに、ホームページにより調達結果を公表する ことにより、競争性と透明性の確保に努める。

- ○全職員を対象とした以下の研修の実施
- ・ハラスメント防止研修(5月)
- ・メンタルヘルス研修(6月)
- 情報セキュリティ研修(8月)
- 個人情報保護研修(8月)
- ・コンプライアンス研修(2月、3月)
- 接遇研修(10月)
- 創造力強化研修(12月)

- 〇物品の在庫管理を実施
- 〇調達審査委員会の開催

全国健康保険協会島根支部の運営に関する目標指標(平成29年度)

1. サービス関係

項目	内容	目標数値	結果数値
(1)サービススタンダードの遵守	・健康保険給付の受付から振込までの日数の目標達成率	100%	100%
(T) y LAAyJy FOEd	・健康保険給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内	7.1日
	・窓口サービス全体としての満足度	28 年度(94.4%)	98. 9%
 (2)お客様満足度		の状況より改善	(4.5%改善)
(2) 03台1米川足及	・職員の応接態度に対する満足度	28 年度の状況より改善	調査三項目全て改善
	・訪問目的の達成度	28 年度(96. 7%)	97. 8%
		の状況より改善	(1.1%改善)
(3)お客様からの苦情	・苦情の受付件数(支部の責によるもの)	0 件	0件
(4)事務処理誤り	・事務処理誤り件数	0 件	1 件
(5)健康保険委員の委嘱者数	・委嘱者数	2, 000 名	2, 007 名

2. 保健事業関係

項目	内容	目標数値	結果数値
(1)健診の実施	・生活習慣病予防健診実施率(被保険者)	60. 6%	53. 9%
(1) 庭砂の天池	•特定健康診査実施率(被扶養者)	44. 5%	25. 4%

(2)事業者健診の取得	・事業者健診データ(被保険者)の取込率		13. 4%	6.5%
(3)保健指導の実施	•特定保健指導実施率(被保険者)	協会保健師実施分	23. 3%	17. 2%
		アウトソーシング分	5. 3%	3. 2%
	•特定保健指導実施率(被扶養者)		4. 2%	0.5%

※保健事業関係の数値は3月末時点の暫定集計数値

3. 医療費適正化関係

項目	内容	目標数値	結果数値※一部直近数値
(1)レセプト点検効果額	・加入者一人当たり診療報酬内容等査定効果額(10割)	28 年度(23, 177, 620 円)	32, 524, 810 円
		を上回る	
	・加入者一人当たり資格点検効果額	28 年度(1,687.0円)	1583. 5 円
		を上回る	
	・加入者一人当たり外傷点検効果額	28 年度(238. 2 円)	163.0円
		を上回る	
	・加入者一人当たり内容点検効果額	28 年度(91.3 円)	129.6円
		を上回る	
(4)ジェネリック医薬品の使用促進	・ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)	29 年央に 75%	74.8%(29.12 時点)
(5)加入者・事業主への広報	・メールマガジンの登録件数	新規登録 140 件	新規登録 509 件